

許 可 条 件

第1条 本件許可を受けた者は、許可区域が広範囲に及ぶため、許可に係る行為を実施することによって、他の者の河川の自由使用を著しく妨げることがないように努めるとともに、他の者の水面等の利用や河川管理用の通路を確保するものとする。

第2条 本件許可を受けた者は、本件許可の対象となる区域及び許可の内容について、現地に看板を設置するなど適切な方法により公示するものとする。

第3条 本件許可を受けた者は、占用施設について営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用させることができる。この場合、本件許可を受けた者は施設使用者と使用契約を締結するものとする。

2 施設使用者と使用契約を締結したとき又はその契約を変更したときは、その内容を河川管理者に報告するものとする。

3 使用契約を締結するときは、対象となる施設の使用の具体的内容（使用する施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他必要な事項を契約の内容とし、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。

(2) 施設使用者は、本件許可を受けた者の指導監督に服すること。

(3) 施設使用者が行う工作物の設置等の状況によっては、契約を変更し、又は無効とすること。

(4) 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、本件許可を受けた者の意思表示により契約を解除できること。

4 施設使用者が契約の内容に従って工作物の設置等を行う場合、その行為が本件許可区域を越えて河川区域又は河川保全区域に及び、別に河川法第24条、第26条第1項及び第55条第1項の許可手続が必要となるとき、当該手続は本件許可を受けた者を經由して、その意見を附して名古屋市長あて申請するものとする。

第4条 本件許可を受けた者は、施設使用者に占用施設を使用させて施設利用料を得る場合、その収入を当該占用許可に係る河川の施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てるものとする。

2 前項に規定する施設利用料の徴収及び活用状況は、毎四半期ごとの状況を翌月末までに名古屋市長へ報告しなければならない。

第5条 本件占用許可に係る行為の実施に際しては、付近の道路の通行等にも影響を及ぼす恐れがあるため、あらかじめその実施内容等が分かる図書を作成し、関係機関と調整すること。

2 イベント等の実施によって発生したごみは適切に処理するなど、本件許可区域の清潔の保持に努めるものとする。

第6条 本件許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制

(土日・祝日及び勤務時間外を含む。)を名古屋市長に届け出るものとする。また、これを変更しようとするときも、同様とする。

第7条 本件許可を受けた者は、施設使用者や一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のための巡視・点検を適切に実施するものとする。

2 前項の巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じるものとする。

(1) 応急措置：危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知すること。

(2) 詳細点検：目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施すること。

(3) 対策検討及び措置：対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じること。

3 前項(2)及び(3)の措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同項(1)の措置を講じた上で、速やかに名古屋市長に協議すること。

第8条 占用施設の廃止、占用許可期間の満了その他の事由によって設置した工作物の用途を廃止したときは、速やかに廃止届を提出し、原状に回復するものとする。

第9条 この占用許可に係る行為の実施に際して他の法令等の規定に基づく許可等を要する場合は、必要となる手続きをとるものとする。

第10条 次号の一に該当するときは、この許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し若しくは新たに条件を付し、又は工作物の設置方法の変更若しくは除却、工作物の設置により生じた若しくは生ずるべき損害を除却し若しくは予防するために、必要な措置をとることを命じることがある。

(1) 河川法その他の関係法令に違反したとき。

(2) この許可に付した条件に違反したとき。

(3) この許可に係る行為若しくは設置した工作物が、河川管理上支障となるとき。

(4) その他市長が公益上やむを得ない必要があると認めたとき。

第11条 この許可に伴い生じる占用料については、愛知県知事の定めるところにより納付するものとする。